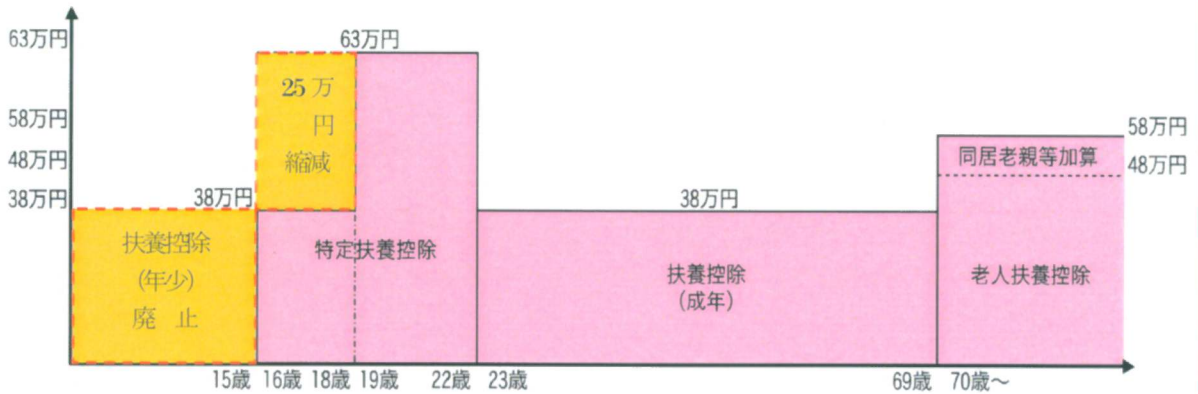


平成22年度税制改正

平成22年度税制改正が4月1日より施行されました。今回は、改正の一部を紹介します。

個人所得課税

- ① 年少扶養親族（～15歳）に対する扶養控除（38万円）が廃止になります。
 所得税は平成23年分から、住民税は平成24年度分からの適用。
 → 子ども手当の創設（平成22年度は、月額1.3万円が支給）に伴う廃止。
- ② 16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止になります。
 → 高校の実質無償化に伴う廃止。

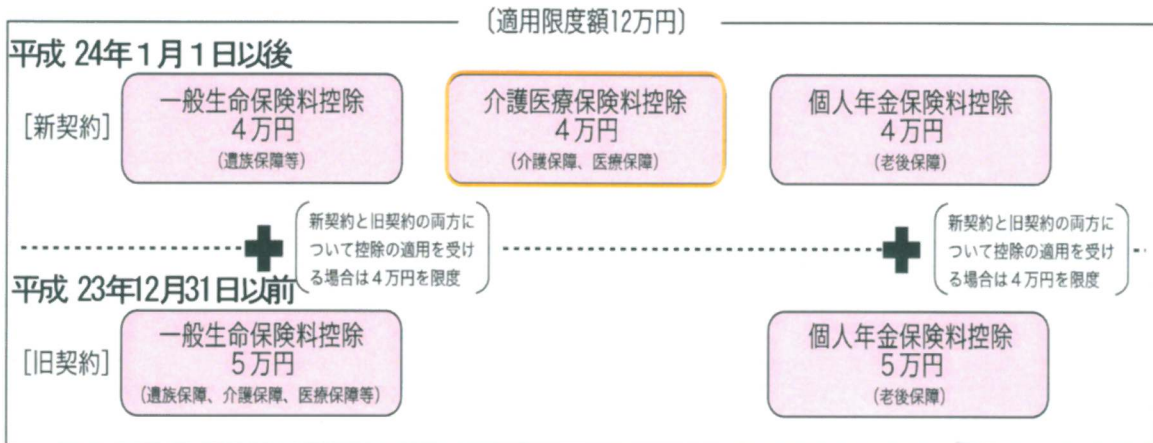


※個人住民税についても、同様の措置となっています。

(参考) 扶養控除(年少) : 33万円→0円 特定扶養控除 : 45万円→33万円

③ 生命保険料控除

各保険料控除の合計適用限度額を現行の10万円から12万円に引き上げになります。



ご不明な点やほか改正点等は当事務所までお尋ねください。

